

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成26年12月12日(金)

開会 14時30分

閉会 16時52分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

### 4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当) 福永和伸

次長(学習支援担当) 山口顕、次長(育成支援・社会教育担当) 長谷川耕一

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之

予算経理課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 柏屋典生、班長 前川幸則

主幹 美濃泰夫

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、主幹 加藤真也

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

高校教育課 課長 長谷川敦子、指導主事 仲尾綾子

特別支援教育課 課長 東直也、特別支援学校整備推進監 大藤久美子

主幹 大井雅博

保健体育課 課長 阿形克己、指導主事 山本敏之、指導主事 熊野佳幸

### 5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第44号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第45号 専決処分の承認について(「平成26年度三重県一般会計補正予算(第7号)」ならびに「損害賠償額の決定及び和解について」)	原案可決
議案第46号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第47号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第48号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第49号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第50号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第51号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第52号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

- 報告1 訴訟事件の判決について
- 報告2 訴訟事件に関する判決の確定について
- 報告3 訴訟事件の判決について
- 報告4 技能教育施設の廃止について
- 報告5 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案パブリックコメントの対応について
- 報告6 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
- 報告7 平成26年度三重県優秀選手・指導者表彰について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成26年11月17日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

### ・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第46号は人事管理に関する案件のため、報告1から報告3は内容に個人情報が含まれているため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第44号、議案第45号及び議案第47号から議案第52号を審議し、報告4から報告7の報告を受け、非公開の議案第46号を審議した後、

報告1から報告3の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第44号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する  
規則案 (公開)

(中西予算経理課長説明)

議案第44号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する  
規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

本来ですと、1ページの規則案からご説明させていただきますのが筋ですが、簡潔に説明させていただくために、20ページをお開きください。こちらに改正の規則案要綱と新旧対照表を付けております。

改正内容について、「1 改正内容」、(1) 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する基準額を、生活保護基準額の2倍以下に当たる収入の額から、経済状況等を考慮して教育長が定める所得の額に改める、これは、「2 改正理由」の(1)にありますとおり、国の生活保護基準が平成25年度から27年度にかけて、段階的に引き下げられることになったときに、国等からの要請もありまして、その他の生活保護基準を使っている施策には影響を及ぼさないようにという通知がございましたので、昨年度、本県では平成25年度に、当分の間、改正前の平成24年度的生活保護基準により算定した額を基準額とする規則改正を行っております。

ただ、何分にも年次が経過しましたので、この生活保護基準と貸与に関する基準の間に乖離が生じておりますので、これを本県の実態に合わせて生徒への支援を行えるよう、この基準額を、生活保護基準に基づく額から、経済状況その他の要素を総合的に考慮し教育長が定める額に改めるため、及びこれまで生活保護基準でしたので、世帯等の収入額で算定しておりましたが、やはり所得証明等で正確に算定するのは、収入よりも所得のほうが事務的に合理的ですので、そちらのほうに改めたいというものです。

2番目は、「1 改正内容」、(2) 返還猶予を申請できる要件に、妊娠、出産又は育児を理由として休業したときを加えるということで、返還猶予については、大学へ進学した場合、あるいは被災された場合、あるいは疾病の場合等の要件がございしますが、その要件の中に「2 改正理由」、(2) 少子化対策の一環として、妊娠・出産・育児期にある返還者の経済的負担を軽減するため、返還の猶予期間を設けるという条項を加えるものです。

最後、(3)は、「様式類に、債権管理上必要な情報に関する項目を追加する。」ということで、これは27ページをご覧ください。26ページ、27ページ、これら

の奨学金の誓約書ですが、法務のサポート等を受けて確認したところ、債権債務管理上、27ページの、誓約書の裏に誓約事項をきちっと明記して事務処理を進めるのが適当であるという助言を受けましたので、これらの文言を加筆させていただくものです。

あとは、その他の所要の改正を行っているところです。

施行期日は、「3 施行期日等」の(1)平成27年4月1日から施行する、(2)施行の際に現に改正前の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の規定に基づき提出された申請書等とみなす、ということでございます。

参考までに最後の41ページは、この修学奨学金の収入基準額ですが、現行の基準額、例えば4人世帯でありますと、収入基準額で6,500,000円、所得基準額で4,200,000円のご家庭がアップパーという基準になっております。改正後の基準は、これを教育長が別に定める額ということにして、現時点では、この基準を増やしたり減らしたりの変更は加えない予定です。

また、生活保護基準の1.5倍というのは、緊急採用の時の基準ですが、こちらは今までの算定が若干ずれていたところがありましたので、そこを合わせて、今回修正をさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

議案第44号、いかがですか。時代の変化、状況の変化に即応する体制と受け止めてもいいんですね。この41ページを見せていただきますと、緊急採用時の部分、アンダーラインを引いていただいたところが変わると、そういう理解でいいわけですね。

ご意見、ご質問よろしいですか。

岩崎委員

そうすると、これでどれぐらいの受給の人数が今いて、この乖離を解消すると、どれぐらい救われるとか、奨学金の対象になることは、ある程度、分かっているんじゃないでしょうか。

予算経理課長

今年の就学支援金の状況等で世帯の所得状況は大体分かっております。県立高校は、一学年約13,000人の生徒がいらっしゃいますが、それに対して奨学金は7,600人ぐらいが現在、対象になっております。これを放っておいて生活保護基準が下がりますと、それに対して1,000人なり1,500人ぐらいが下がってくるようになります。就学支援金は全体の8割ぐらいの対象になりますが、この奨学金は、その大体7割から6割5分ぐらいの生徒さんを対象にと考えております。

柏木委員

改正内容のところに「妊娠、出産又は育児」ということがありますが、1点目は、育児に関しては男性もオッケーかどうかということと、もう1点は、介護で今、休業する人もいます。それは若くても介護をされる方もみえますが、そちらのほうに関しては、今回は検討しないということによろしいんでしょうか。

予算経理課長

今回は少子化対策の一環ということで、出産、育児の部分を変にに入れるということで、介護のほうは入っておりません。

ただ、今後、それらの需要が高いということになってくれば、随時、改正は検討していきたいと考えております。

柏木委員

男性の育児も。

予算経理課長

男性は入っております。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第45号 専決処分の承認について（「平成26年度三重県一般会計補正予算（第7号）」ならびに「損害賠償の額の決定及び和解について」）（公開）

（阿形保健体育課長説明）

議案第45号 専決処分の承認について（「平成26年度三重県一般会計補正予算（第7号）」ならびに「損害賠償の額の決定及び和解について」）

平成26年11月26日急施を要したため、別紙のとおり「平成26年度三重県一般会計補正予算（第7号）」ならびに「損害賠償の額の決定及び和解について」に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求め。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 「平成26年度三重県一般会計補正予算（第7号）」ならびに「損害賠償の額の決定及び和解について」について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求め。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚めくっていただきますと、これが11月26日付けで知事に提出した、「原案に同意する。」とした委員長名の意見書です。裏面は知事からの意見照会の文書です。

3ページをご覧ください。県議会で審議いただいております「議案第206号 損害賠償の額の決定及び和解について」です。これは、平成23年8月26日、県立桑名高等学校の運動場において、陸上競技部の生徒が投げたハンマーが、他競技の取材に来ていた報道機関の職員に当たり、同職員が右橈骨骨折の傷害を負った事故について、傷害を負った男性に対して、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、治療費や慰謝料等の損害を賠償することについて、県議会の議決を求めているものです。損害賠償の額は、5,324,827円でございます。

なお、和解の内容については、過失割合が三重県が7、相手方が3となっております。

1 ページにお戻りください。ただ今、ご説明させていただきました議案に関する補正予算です。一番下の保健体育費で5,643千円の増額補正となっております。これは、和解に伴う賠償金及び弁護士報酬としての報償費を加えた額です。

2 ページをご覧ください。保健体育費の中の学校保健安全事業費を増額補正するものです。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

専決ということで、決定している5,324,827円。よろしいですか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

議案第47号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第48号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第49号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第50号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第51号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第52号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（紀平福利・給与課長説明）

議案第47号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案です。2 ページをご覧くださいませでしょうか。改正理由から説明させていただきます。改正理由は、公立学校職員の給与に関する条例に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定を整備するものです。

「2 改正内容」ですが、皆様の机の上に、A4の横版で、この6つの規則案の内容

を整理した表を置かせていただいております。今回の改正については、「人事委員会勧告による給料表の改定に伴う改正内容」を真ん中の列に書いております。また、右の列には、「職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴う改正内容」ということで内容の整理をさせていただきます。

今回の議案第47号については、このA4の横表の一番上で、説明をさせていただきます。

改正内容は2つございますが、1つは、この人事委員会勧告による給料表の改定に伴い、調整基本額表を次のように改正します。調整基本額についての説明を、めくっていただいてA4の裏面の一番上に書いております。特別支援学校に勤務する教育職員及び小中学校の特別支援学級を担当する教員に支給される給料の調整額というものがありますが、これを支給する際の基本となる額で、適用される給料表及び職務の級に応じて定められております。この額については、人事委員会が給料表をもとに算定をしております。

先ほどの表にお戻りください。今回、給料表が上がりますので、改定額としましては、それぞれ右に出ております。高等学校等教育職給料表については、1級から4級まで、すべて100円のプラス改定を行います。中学校・小学校教育職給料表については、1級は据え置きですが、2級と3級は、それぞれ100円のプラス改定を行います。

表の右のほうに、お移りください。職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、月の途中で配偶者同行休業を取得した場合や、月の途中で配偶者同行休業から復職した場合に給与を日割計算により支給できるようにする改正、この2つです。

施行期日については、先ほどの要綱の2ページに戻っていただき、3の公布の日から施行する。ただし、(1)、人事委員会勧告に関する部分については、平成26年4月1日から適用する、という内容になっております。

3ページが新旧対照表です。下の段が現行で、上の段が改正案です。第7条が配偶者同行休業に関する改正、左側の「別表第一」というところが、調整基本額表の人事委員会勧告に関する改正内容となっております。

#### 議案第48号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これも1ページ目が規則案になっております。改正内容について、2ページをご覧ください。規則案要綱になっております。「1 改正理由」です。公立学校職員の給

与に関する条例に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定を整備します。「2 改正内容」は2つございます。1つ目として、人事委員会勧告による給料表の改定に伴い、勤勉手当の成績率の上限を次のように定めます。成績率の上限については、現行のところを見ていただきますと、下記以外の職員ということで、現在、標準の勤勉手当の率は67.5/100で、その2倍ということで、国に準じて、135/100以内ということで定めております。それを26年12月1日から勤勉手当の率が上がりますので、165/100以内に、また、27年4月1日からは、150/100以内ということで定めます。

再任用職員は現行の成績率が32.5/100ですので、その2倍の65/100以内となっておりますが、それも26年12月1日からは、75/100以内、27年4月1日からは、70/100以内と改めるものです。

改正内容の2つ目は、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、基準日(6月1日及び12月1日)に配偶者同行休業を取得している場合、期末手当及び勤勉手当を支給しないように改正するとともに、配偶者同行休業した期間を期末手当及び勤勉手当に係る在職期間から除算するように改正するものです。

「3 施行期日」については、公布の日から施行します。ただし、(1)①については、平成26年12月1日から適用し、②については、平成27年4月1日から施行します。

新旧対照表が3ページと4ページにございます。これも下段が現行で上段が改正案です。第1条から第11条は配偶者同行休業についての改正を行っております。4ページの第13条については、12月1日から適用する勤勉手当の成績率の改正です。そして、左側の第2条関係にあります第13条は、平成27年4月1日からの施行分の改定内容です。

議案第48号についての説明は以上です。

#### 議案第49号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案です。改正内容は2ページです。規則案要綱をご覧ください。「1 改正理由」です。公立学校職員の給与に関する条例に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の規定を整備します。

「2 改正内容」です。職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、次の改正を行います。離職等の理由で通勤手当を返納させる事由として、配偶者同行休業の事由を加える。定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる公共交通機関を利用する場合に係る通勤手当の支給単位期間の特例の事由として、配偶者同行休業の事由を加えるものです。これについては、「3 施行期日」は公布の日



から施行します。

少し内容を補足させていただきますので、A4版の資料の裏面をご覧ください。通勤手当に関するものについて、整理をさせていただきます。現在、規則第17条の3第1項により、これは近鉄やJRなどの定期券で通勤をしている場合ですが、6ヶ月を超えない範囲内で最も長い単位で通勤手当を支給しておりますので、例の一番上の場合、4月から9月までの6ヶ月相当分を支給しております。今回、17条の2の下の段のように、4月の時点で職員が8月から配偶者同行休業を取得することになった場合には、2ヶ月相当分を返納させるというものが、この規則第17条の2にかかる改正内容です。

また、その下の規則第17条の3第2項については、先ほど申し上げました支給単位の期間は6ヶ月が通常ですが、4月以前に、この方が配偶者同行休業に8月から行くことが確定をしていた場合には、支給単位の期間を4ヶ月に変更して、この例の場合は3ヶ月と1ヶ月に分けて通勤手当を支給します。また、一番下の段の規則第17条の4については、職員が月の途中から配偶者同行休業から復職をする場合には、翌月から通勤手当を支給するという規定を改正して定めるものです。

その下の法令名と条項の解説などは、現在、通勤手当の返納や支給単位期間の特例を定めているものを、規則の条文ごとに整理しております。

3ページに規則案の新旧対照表がございます。17条の2が返納の事由です。17条の3が支給単位期間についての改正です。4ページの17条の4の2項が、月の途中で復職をする場合の規定をそれぞれ改正するものです。

議案第49号についての説明は以上です。

#### 議案第50号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案です。改正内容については2ページをご覧ください。「1 改正理由」ですが、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定を整備するものです。「2 改正内容」は、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、配偶者同行休業を取得した期間を退職手当の調整額の算定期間から除外する。「3 施行期日」は、公布の日から施行するというものです。

これについては、3ページの新旧対照表をご覧ください。退職手当につきましては、調整額というものがありますが、それを算定する際に、配偶者同行休業を取得した期間を算定対象から除外するというもので、第4条の3の改正を行います。

議案第50号については、以上です。

議案第51号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案です。改正内容については2ページをご覧ください。「1 改正理由」、公立学校職員の給与に関する条例に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を整備する。「2 改正内容」、人事委員会勧告による給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改める。「3 施行期日」、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。3ページに現行と改正案がございますが、右の対応表を左の対応表に改めるものです。A4版の説明資料の、表の下から2段目をご覧ください。例として書かせていただいておりますが、例えば高校の教諭の1-103の実習助手が教諭兼実習助手になった場合、昇格時対応表を使いますが、現行では新旧表の2-58の段をご覧ください。波線部分の下の2つ目です。それが左の改正案では2-57になります。これは給料表が人事委員会勧告で上がりますので、現行の58に最も近い直近上位の57号に改めるというものです。

補足で説明をさせていただきます。1ページの規則案をご覧ください。ここに経過措置が2つございます。平成26年4月1日から、この規則の施行の日の前日までの間における経過措置が2項で、3項でこの規則の施行の日から、平成27年3月31日までの経過措置を定めております。少し簡単に説明をさせていただきますと、先ほどの例の方の場合、4月1日に既に2級の58号給に昇格している方と、この規則の施行日以降は、同じ号給から2級の57号級に昇格する人の2つの場合が生じることから、今年度の場合については、個人の責任によらない不利益な遡及は避ける、加えて、均衡をとるという趣旨で、この経過措置を設けて現行の昇格時号給対応表を適用することとします。このため、現行2級の58号給の方は、この経過措置により、改正後も2-58号級でということになります。その経過措置を、この2項と3項で整理をして規定しております。

議案第52号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県

教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案です。改正内容は2ページをご覧ください。「1 改正理由」、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の規定を整備する。「2 改正内容」、公立学校職員の給与改定に準じた現業職員の給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改める。「3 施行期日」、公布の日から施行し、改正後の昇格時号給対応表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

これも右の3ページに現行の対応表と改正後の対応表をお付けしています。A4表の一番下をご覧ください。これも例として一つ書かせていただいております。1-82の現業職員が昇格した場合、現行では2-46ですが、改正後は2-45になるという改正です。

1ページに戻っていただきますと、先ほどのように、ここについては経過措置が設けられておりません。その理由について説明をいたします。現業職員の給料については、条例の中で公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるということで規定をされておりますので、先ほど説明をさせていただきました経過措置が準用されるということで、改めてここの中では経過措置の規定は設けておりません。

説明は以上となります。

#### 【質疑】

委員長

議案第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号を一括審議ですが、ご質問、ご意見等よろしいですか。

人事委員会勧告に基づく給与・諸手当の見直しということです。

岩崎委員

最後の現業職員の場合には、経過措置を設けないのですね。

福利・給与課長

設けていませんが、そもそも条例の中に、公立学校職員の例によるということで、これにより、改めてこの規則の中で定めなくても、同じような取扱いにすることになっておりますので、規則の中で定めなくても、先ほどの議案第51号の経過措置が適用されることとなります。

岩崎委員

議案第51号の経過措置が準用されるので、議案第52号では付けないということですね。分かりました。

森脇委員

おそらく皆さん、ご存じなのかもしれませんが、公立学校職員の期末手当のところの2ページですが、26年12月1日にいったん上がって、27年4月1日に下がります。これは、どうしてそうなっているのですか。

福利・給与課長

27年4月の150/100以内のところ、26年度の12月については、今年

の6月のボーナスが出てしまっておりますので、今年度上げるべき勤勉手当の率が、15/100月分は、すべて12月の期末勤勉手当で加算しますので、この率になっております。ただ、27年度からは、それを半分ずつ、6月と12月に分けますので、75/100と75/100ということで率が下がった形になります。

森脇委員

分かりました。ありがとうございます。

委員長

よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 報告4 技能教育施設の廃止について（公開）

（長谷川高校教育課長説明）

報告4 技能教育施設の廃止について

技能教育施設の廃止について、別紙のとおり報告する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

まず、技能教育施設について、説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。技能教育は、学校教育法第55条に定められており、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県の教育委員会の指定する技能教育のための施設で教育を受ける場合、その施設で受けた学習を高等学校の教科の一部の履修とみなすことができるという制度です。

施設の指定に関して必要な事項については、学校教育法施行令第32条から第39条に定められており、技能教育施設の廃止の届出については、第35条の第1項に「指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、施設指定教育委員会に対し、その旨及び廃止の時期を届け出なければならない。」と定めております。

次に、1ページに戻っていただき、「技能教育施設の廃止について」をご覧ください。技能教育施設として指定しております中部調理製菓専門学校は、平成25年度より募集停止となりました。これに伴い、技能教育施設の廃止届が提出され、受理いたしましたので報告をいたします。

なお、廃止年月日は、平成27年3月31日でございます。

以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

募集停止による返上ということで、よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告5 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案パブリックコメントの対応について（公開）

（東特別支援教育課長説明）

報告5 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案パブリックコメントの対応について

三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案パブリックコメントの対応について、別紙のとおり報告する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会事務局特別支援教育課長。

三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案につきましては、平成26年9月8日の定例会において、ご検討いただいたところです。

その後、広く県民から、ご意見をいただくために、本計画中間案に対するパブリックコメントを平成26年10月8日から11月7日まで、31日間、実施いたしました。

それでは、パブリックコメントの結果概要と対応について、ご説明申し上げます。

まず資料の説明をさせていただきます。1ページの「資料1」が、パブリックコメントの結果の概要についてまとめたものです。次、3ページからが「別添資料」です。「別添資料」は、パブリックコメントでいただいた意見の概要の一覧と、県教育委員会の考え方を示したものです。16ページからが「資料2」です。「資料2」は、パブリックコメントをもとにした、本計画の最終案への反映状況についてまとめたものです。それと合わせまして、「別冊」は本計画の最終案です。

戻っていただき、1ページ「資料1」に基づいて、パブリックコメントの概要と特徴的な意見及びその対応について、ご説明を申し上げます。

意見の募集期間ですが、平成26年10月8日から11月7日です。

意見の内容です。意見総数として、34名の方から130件のご意見をいただきました。その内容については、(3)のところでも各項目別に整理・分類をさせていただきました。意見の提出方法については、(2)電子メール24名のほか、記載のとおり合計34名から頂戴しております。項目別の特徴でいきますと、インクルーシブ教育システムの推進について、31名の方からご意見をいただいております。あと、高等学校における特別支援教育の推進の中の、発達障がい等のある生徒への対応のところ、23名と数多くのご意見を頂戴しました。いただいたご意見に対する県教育委員会の考え方は、「別添資料」にまとめておりますので、後で説明させていただきます。対応状況ですが、いただいた意見は130件ございました。一部重複する意見もありましたが、最終案に反映する方向で検討するもの、既に、いただいた意見の内容が反映をしているもの、一部反映をしているもの等、7つの項目に分けております。

3ページの「別添資料」をご覧ください。まず、項目1の三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定の全体に係るところですが、合理的配慮の提供や共通理解、医療等関係機関との連携等について、たくさんの意見を頂戴しております。これらのご意見については、計画の内容と合致しているところも多くあり、既に計画の中で記

述をしていると事務局では捉えております。

3 ページの中段、インクルーシブ教育システムの推進ということで、資料では4番から5ページの13番まで、ここでご意見をたくさん頂戴しております。

3 ページに戻っていただき、4、5番については、人的配置あるいは財源確保について、ご意見を頂戴しております。

4 ページの9番です。就学体制のことについても、7件のご意見をいただいております。これらのご意見についても、既に計画の中で記述あるいは一部記述をしているということで整理をさせていただいております。

5 ページ12番、支援を必要とする児童生徒について、まわりの理解を進める取組、校種別の取組等、中間案に既に記述をしてあるところですが、卒業後の地域生活を送るうえでの、地域への理解についても大切ではないかというご意見を頂戴しました。ここについては、地域生活支援体制の整備など、関係機関に働きかけるということで加筆をしていく方向で検討しております。

5 ページの一番下の14番からは、特別支援学校に関するところですが、ここでも9件のご意見を頂戴しております。これは特別支援学校卒業後のサポート体制の充実、あるいは関係機関との連携についてのご意見です。このご意見についても、既に中間案で記述をしていると捉えております。

次、15番は、企業の受け入れに関わって、職業ニーズ等の把握が必要ではないかというご意見をいただきました。ご意見としては1件ですが、これについては大切な視点であるということで、加筆の方向で検討したいと考えております。

8 ページから9 ページは、小中学校における特別支援教育に関するご意見です。番号でいきますと22番から26番のところ。主には人的支援、専門性の向上、あるいは通級指導教室の充実の観点でご意見を頂戴しておりますが、いただいたご意見については、計画の中で十分に触れていると捉えております。

9 ページの中段、27番からは高等学校における特別支援教育の充実ということでご意見を頂戴しました。その中の27番です。支援の必要な高校生の就職等の支援について、企業等の理解を求める取組も必要ではないかというご意見を8件いただいております。企業の理解を求める取組を進める必要があると考えておりますので、これについても加筆していく方向で検討を進めております。

その下の28番、発達障がい等のある生徒へのまわりの理解、高校進学が保障される体制づくりと人的支援という観点で、6件のご意見を頂戴しました。まわりの生徒への理解については、既に計画の中で記述をさせていただいていると捉えております。高等学校への進学保障のご意見に関しては、支援の必要な生徒に対して、まず適切な進路指導を行うことが何よりも大切であると考えておりますので、小中学校の特別支援教育の推進の中で、児童生徒の将来を見通した進路指導を行いますということで示していると考えています。

11 ページをお願いします。39番、40番は教員の専門性の向上でご意見を頂戴しました。数としては少ないですが、2件いただいております。ここは採用条件、あるいは研修の義務付けという観点で具体的なご意見を頂戴しましたが、計画に反映することは難しいと考えておりますが、今後の取組の参考として、特に教員の研修につ

いては考えていきたいと考えております。

41番からは、特別支援学校の整備に関してのご意見です。その中の42番、適切な教育環境の整備ということで8件、12ページの43番、寄宿舎の整備ということで5件、ここでも複数のご意見を頂戴しておりますが、方向性については既に計画に記述をしているということで捉えております。

以上が、いただいた主なご意見の概要です。

続きまして、16ページの「資料2」をご覧ください。「資料2」は、いただいたご意見をもとに、この推進基本計画の最終案ということで説明をさせていただきます。

「資料2」には、中間案から加筆修正をした項目について、大きく5点について示しました。まず①は、先ほどパブリックコメントの特徴的な意見の中で触れさせていただいた、卒業後の関係機関、地域への働きかけが大切ではないかというご意見ですが、それについては、卒業後の地域生活支援体制の整備など、地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築に向けてということで、この下線部のところを新たに加筆をさせていただきました。この地域生活支援体制という文言については、健康福祉部のほうも、今、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の計画の検討をしておりますので、文言を合わせながら、計画の中に落とし込んでおります。

次、②については、庁内の関係部局への意見集約の中で、訪問教育について、もう少し詳しく書いたほうがいいのではないかというご意見を頂戴しました。そこで、下3行に「障がいの状態により通学による教育が難しい児童生徒には、訪問教育を実施しています。」と、現状について触れさせていただきました。

③については、「別冊」の最終案の冊子の14ページをお開きください。14ページに地図を載せております。中間案のときは2ページにわたって地図や表が載っていましたが、コンパクトにさせていただき、先ほどの訪問教育の実施校も含めて「資料7」ということで整理をしております。

④は、企業等の受け入れに関わって、企業ニーズの把握が大切ではないかというパブリックコメントのご意見を受けて修正をしたところです。「企業等に対して業務内容等のニーズの把握や理解啓発を進めます。」と計画の内容を一部、修正しております。

最後に17ページの⑤です。高校生の就職等の支援についてですが、企業等の理解を求める取組について、ご意見をいただきました。ここについても一部、修正をさせていただき、「また、特別支援学校が企業等に対して障がいのある生徒の理解啓発を行う際に、高等学校の発達障がい等のある生徒の理解啓発についても合わせて取組を進めます。」と計画の内容を一部変更させていただきました。

以上が、中間案の、最終案に向けての内容の変更の箇所でございます。

最後に、今後の進め方ですが、「資料1」及び「別添資料」については、この定例会終了後、12月下旬を目途に県のホームページで公表をする予定でおります。

また、三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の最終案については、1月15日の三重県教育改革推進会議第2部会で審議をいただいた後、2月4日の教育改革推進会議全体会でとりまとめを行いたいと考えています。さらに、3月の教育警察常任委員会でご協議いただいた後、教育委員会定例会を経て策定する予定でおります。

以上が、特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案、パブリックコメントの対応についての報告でございます。よろしくお願ひいたします。

【質疑】

委員長

三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案パブリックコメントへの対応についてですが、ご意見ございますか。

柏木委員

今回、34名の方から130件ということですが、この34名の方は、一般の方か教職員の方かなどの人数が分かっていたら教えていただきたいです。

特別支援教育課長

パブリックコメントの一つの県のルールの中で、個人情報として特定できるものについては集約をしておりますので、ここで何名ということは申し上げられませんが、いただいたご意見の大勢としては、先生方のご意見が多いという状況です。

柏木委員

見ていると専門的なこともたくさん書かれていて、ということは、現場の声、生の声が集まってきているのを実感していますので、特別な支援が必要な子どもたちに対するケアはとても大切で、現場の先生方も熱い情熱を持って基本計画ができるのを期待していると思うので、頑張っていってください。

教育長

大体の分かっている情報は言えないんですか。別に何人ぐらいとか属性ぐらい。

特別支援教育課長

正式には、そこは公表しないということですので、受けた段階で、そこまで分けてまとめてないです。

学習支援担当次長

まとめてないのでなくて、取ってないのではないのでしょうか。

教育長

推測されるのはありますね。

特別支援教育課主幹

職業までは分かれていないです。

特別支援教育課長

職業という形ではあがってきておりませんので、いただいた中身から、先生かなということにして、具体的に何名ということは把握できておりません。

柏木委員

保護者の方から、たくさん意見があるといいかとは思ったんですが、先生方からだと学校の目からですが、保護者として何が一番必要なのかということで、今後、保護者の方へ出しましたというのではなく、うんとPRしながら、どんなことに困っているのかということも意見を集めてあげられると、とてもいいんじゃないかと感じたので、人数を聞いてみたかったです。



## 教育長

逆に特別支援学校の先生方や関係団体には、どのように聴き取りをしているんですか。何も聴き取りはしてないんですか。意見をいただくとか、例えば、特別支援学校の校長会や、あるいは三重県教職員組合などと議論はしてないんですか。

## 特別支援教育課長

県立校長会あるいは特別支援学校校長会、小中学校校長会には、計画の度に説明をさせていただいて、ここではご意見を頂戴しております。それから、関係団体、三教組等についても、代表の方との意見交換はさせていただき、パブリックコメントも行っているの、広くご意見をいただけるよう、ご案内をしております。

## 教育長

校長会で言っているのはいいのですが、校長から特別支援学校の先生方にきちんと下ろしていただくようにして、そこで意見を集約したほうがいいと思います。属性などは、つかまないとことなので、ただ、身内だけでこういう議論をしてもいけないと思います。件数が多いとか言っても、現場の先生しか知らないことが、ここにはいっぱい書いてあります。そのことについては、私たちとしては風通しの悪い職場としか思えません。そういうことを普段から吸い上げていないという、こういう意見は、ずっと普段から聞いておりますという話になってないわけではないですか。一般県民や保護者の意見とは少し違うというのが、柏木委員が言われたのはそういうところだと思います。意見が多ければいいという、それは確かにそうですが、身内同士だけで自分も特別支援教育に携わっている者として、このように県に言うのなら、自分たちはどうかという話がやはりあるので、高校入試がうんぬんとか、いろんなことがたくさん書いてありますが、あるいは、計画の策定に当事者がどれぐらい参画しているのでしょうかなんて、これなら他人事じゃないですか。そこが今回の限られた人たちだけで、やられているのではないかということ、うかがわせることだと思うので、今後、特別支援学校の校長会から、それぞれの学校へ落としていただいて、校長を通じて、教職員であっても県民であることは間違いありませんが、そこが風通しの悪さという感じがするので、ぜひ心掛けてほしいと。最終案で、もう一度意見をいただくのであれば。

## 委員長

パブリックコメントを求めることそのものは、まずは利用者、保護者ですね。その人たちの意向が、いろんな制約の中で、どこまで反映できているか、あるいは、これからしようかということが一番だと思います。それから、現場で実運用をされていく方たちの、これまでに持ってみえた改善なども織り込んでいる、利用者と運用側の意見を広く求めて、より良いものにしていこうというのがパブリックコメントを求める基本的なスタンスだろうと思います。その立場は、柏木委員がおっしゃったように利用者、保護者の方のご意見がどれぐらいかというのは、そういう意味では気になるところ。

山口教育長がおっしゃるのは、組織の中で日頃のコミュニケーションで解決できる場所は、もっと積極的にやってもいいのではないかと、身内対身内の話がパブリックコメントとして出てくることそのものが、組織の風通しの意味ではどうかとい

うご指摘かと思いますが、私も全く同感です。

それと、この34名の方は、絶対的な数字として多いのか少ないのかというのは、私には比較するものがないですが、広く意見を求め、より良いものを作っていくのが最も肝要かと思います。

岩崎委員

今日のご説明では、このパブリックコメントの結果を受けて、「資料2」にあるような文言修正をしたということですか。

特別支援教育課長

事務局の中で、文言修正をさせていただきました。

岩崎委員

その後、いろんな会議で、それがオーソライズされていくということだから、パブリックコメントへの返事には、加筆をする予定というような書き方にならざるを得ないということですね。

ただ、パブリックコメントの本来の趣旨で言うと、出した意見が採用されたか、されないか。採用されないときには、その理由を付してというのがあります。採用されたときにも、それが計画において、どういうふうに修正をされたかというのは、本来、示されるべきであろうと思います。ここの表現にこういう記述を具体的に、これからオーソライズされる過程があるのなら、「こういう記述をする予定です。」というところまでは、踏み込んで書いてもいいという気が少しします。

特に変更したところで言うと、学校あるいは学級が終わった後の就労の場をどう確保するのかというところで、最終案では、もう少し書き込みをしなくてはいけないというのが多くなっていますが、これはパブリックコメントを寄せてくれた方にとっては、私の意見がこういう形で反映される可能性があるというふうに、その意味で、これを出された方が、もしも保護者だとすれば、少し安心される部分かもしれないので、本来のパブリックコメントで言えば、ご意見を踏まえて「こういうふうに文言を修正する予定です。」というところまでの具体的な表現は、あってもいいかとは思いました。

特別支援教育課長

今いただいたご意見についてですが、どこまで具体化するということですが、例えば「別添資料」の5ページ、12番のところでは、一番右をご覧くださいと、「卒業後の地域生活へ向けて関係機関等との連携が分かるよう、加筆等について検討してまいります。」と書かせていただきました。

6ページで、もう一つ例を挙げさせていただくと、15番ですが、「就労先企業のニーズの把握について、加筆等を行うことについて検討いたします。」という形で書いておりますので、方向性は示させていただいているかと思います。

岩崎委員

具体的な表現については、もう少し後でオープンにするということになりますか。分かりました。

委員長

私もそう思っていたのですが、「加筆について検討してまいります。」というのは、

広く意見を求めたということで、一歩前へ行こうということかと、私は受け止めておりました。

特別支援教育課長

ご意見をもとに、その方向で書き加えをしていきたいと考えております。

森脇委員

先ほどの話と少し関係しますが、パブリックコメントの性格ですが、むしろ、例えば企業の連合体のようなところに意見を求めるとか、この基本計画を策定することは、こういうふうにしていくことを企業側も知ってほしいという、きっかけにもなるかと思います。

現状としては、なかなか採用率が低い状況がある中で、保護者もそうですが、関係機関の主体として重要なのは、地域の企業の人たちのもとにも届くようなパブリックコメントを寄せてほしいという言い方でもいいと思いますが、届くような試みも必要ではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

特別支援教育課長

ご指摘の企業等につきましては、雇用対策課を通して、いろんなご意見を頂戴できるような案内はさせていただいておりますが、企業の連合体に向けて、具体的にパブリックコメントの協力をお願いするところまでは、やれていないのが現状です。

教育長

それなら、今度、県教委から商工会議所や商工会や経営者協会に行ったらどうですか。高校教育課だけが行かなければならないわけではなく、特別支援教育課が行って、先ほど森脇委員も言われたように、まだ遅くないので、見ておいてくださいと行って、お渡ししたほうがいいのではないかと。「ホームページにアップしてありますから。」とか、「関係部局に言ってあります。」などと言っていないで。障がい者雇用についてとか、高校生の卒業予定者についての採用を、よろしくお願ひしますと言っているので、そんなことを言わずに行けばいいのではないかと。そうしてください。頼みます。

委員長

例えばISOとか、企業にとって一つのバッジみたいなものがあります。障がい者雇用率の達成企業が、そういう形で社会的評価がもっと高まるような気運といいますか、むしろ、達成していない企業については、マイナスポイントが付くような、その経営者が恥ずかしいというぐらいの気運ができれば、これは教育委員会だけでは限界があると思いますが、国のレベルで、もっと声高に指針を示してもらって、県庁の中での雇用経済部も、もっとこれを声高にみんなで達成していく、推進していく気運づくりが要るのではないかと思います。底辺を広げてやっついていかないと難しいかと思ひます。とはいいいながら、この基本計画がきちっと出来上がるのは、骨子になると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

後はよろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告6 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（公開） （阿形保健体育課長説明）

報告6 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報告する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。三重県の結果について概要を全9ページにまとめました。その概要に沿って、報告させていただきます。また、別冊で結果報告書も、お付けしておりますので、適宜、ご利用いただければと思います。

1ページ、I項です。この調査は平成26年4月から7月にかけて、文部科学省が小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象として、全国的な悉皆調査を実施しました。その参加校、対象児童生徒数はIの表です。なお書きには「※」がありますが、対象学校数の中で該当学年児童生徒数が0人等で実施できない学校を除いた学校数ということで、99%台ということになります。

II項です。裏面にも中学校2年生が示してありますが、表の見方をご説明します。セルを黄色で塗ってあるところは、各種目の中でも全国平均を上回っている種目です。数値の左側に白抜き下矢印、赤色の上矢印が記してあるところは、特に平成26年度、平成25年度の三重県の数値より上回った場合は赤の上向き矢印、下回った場合は下向きの白抜きの矢印というように示しておりますので、そのように見ていただきます。

ご覧のように黄色のセルからいきますと、男女の長座体前屈、反復横とび、女子のソフトボール投げなどの5種目が全国を上回っております。他の種目は全国平均より下回っています。

また、矢印を見ていきますと、男子は5つの種目、女子は4つの種目で前回より上回っていますが、一番下の体力合計点を見てみますと、男女共、前回調査より上回っておりますが、全国ではやや下回っています。

2ページは、中学校2年生の結果です。男女の反復横とび、女子ハンドボール投げは全国平均を上回りました。また、前回調査との比較によりますと、男子は6種目、女子は5種目で上回っております。なお、体力合計点は全国平均より下回っておりますが、前回調査より上回りました。

その推移は、3ページをご覧ください。上の表は、この調査が始まった平成20年度から体力合計点の推移を示したもので、その下、4つのグラフがありますが、赤色の折れ線が全国平均の推移、青色が三重県の推移です。小学校は男女共に平成20年度から、わずかに上昇しており、過去最高値を本年度は示しております。また、全国平均との差は徐々に縮まっております。しかしながら、繰り返しになりますが、全国平均より、まだまだ低い位置と言わざるを得ません。

中学校のほうを見ますと、男女共に平成24年度は全国水準までは近づいておりましたが、25年度はやや下がっております。しかし、昨年より本年は上がりました。

4ページをご覧ください。4ページから7ページにかけては、児童生徒に対する質問紙調査を、体力合計点とクロス集計した結果を項目ごとにグラフに示し、学校質問

紙の回答と比較したものを示しております。4ページの8つのグラフをご覧くださいますと、標題には「運動やスポーツをすることは好きですか」、「運動やスポーツをすることは得意ですか」ということでの質問です。当然のことながら、「好き」「得意」と回答した児童生徒の体力合計点は全国平均を上回っていることが分かります。「やや好き」「やや得意」だけではなく、「好き」「得意」と児童生徒に自信を持たせることが必要ということがあります。

続いて、5ページをご覧ください。小学校男子の約95%、女子90%が体育の授業を「楽しい」「やや楽しい」と感じております。また、中学校男子でも90%を超え、女子でも85%近くは「楽しい」「やや楽しい」と回答しております。体力合計点との関連を見てみると、こちらも楽しいと言いきれる児童生徒は全国平均を上回っていることが分かります。

6ページをご覧ください。体育の授業に関する教員の意識と、児童生徒の意識の比較をしております。小学校も中学校も授業のはじめに、その時間の目標を教員は示しているのですが、それを受けて児童生徒は、その教員の意識より下回っている傾向が見られます。授業改善が一つのポイントになるかと思いますが、体育の時間に何を学習するかということが、教師の意識とともに、一人ひとりの児童生徒に、その意識を持たせるよう働きかけることが必要になると思います。

7ページは、上段が、部活動や地域のスポーツクラブ等に参加している児童生徒は、体力合計点が高いことを示しています。当然、加入していれば運動する時間も増えますので、こういった結果になります。

下段では、学校における体育・保健体育の授業以外での運動時間の確保状況を、全国と比較したものになります。運動する時間の確保を行っている割合が、小学校では低くなっております。学校教育活動全般を通じて、教科も加えて、それ以外の運動機会を計画的につくる必要があると思われま

す。8ページ、9ページをご覧ください。運動習慣と体力については、本年度はそれぞれのページの中段の「参考」にありますように、質問項目の中で「体を動かす遊びをふくむ」ということで、1週間の運動時間を尋ねた質問となっています。8ページの上のグラフで見いただきますと、小学校男女ですが、左寄りのほうが1週間の運動時間が少なく、そして、右寄りが多いとなっています。ご覧のように1週間で総運動時間60分未満の児童の割合が、そこに示してあるとおりで、下の円グラフにいけますと、1週間総運動時間数60分未満の子どもたちの内訳です。運動を全くしない児童生徒が、小学校男子の場合は0分が47.0%、女子は40.3%です。

9ページでは、棒グラフが、ややふたこぶになっております。これは、小学校の傾向を引き継いで、1週間の総運動時間60分未満の割合とともに、一方で運動時間が大変多い子どもたちが増えてきます。俗によく言われる二極化というところが、このグラフで見られます。

下の円グラフは、週60分未満の子どもたちの内訳で、しかも0分というのが小学校より割合が増えています。

先に報告の中で触れましたように、授業開始時に体育の授業で、めあてを教師が示

し、子どももそれを理解するなど、体力向上に沿った意識を両者が持って取り組むことが大切であると思われます。単に運動時間だけではなく、子どもたちが運動を好きになるよう、体育の授業を工夫改善するため、教員研修の充実を図ってまいりたいと考えています。

昨年度より朝食を食べること、しっかり寝るなどの食や生活習慣に目を向け、総合的に子どもの体力向上をさせる必要があると考え、体力向上推進委員の皆さんのご意見を伺い、体力向上総合推進事業を進めているところです。去る12月6日に開催しました「みえ子どもの元気アップフェスティバル」では、器械体操などの研修、あるいは子どもたちの練習の場、そして、幼児の親子元気アップセミナーなどを進めたところで、600名近くの方に集まっていただきました。

市町教育委員会や学校では今週、結果が届いたところであり、今後それぞれの市町教育委員会、学校における分析を始めていくこととなりますので、市町教育委員会と連携し、調査結果を活かしていきたいと考えております。

#### 【質疑】

委員長

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の報告書のまとめができました。その抜粋の説明をいただきました。

森脇委員

6ページの目標の話ですが、全国学力・学習状況調査の分析では、めあてや目標を授業に取り入れれば取り入れるほど、学力と相関関係があるという結果が出ていますが、こちらのほうは相関関係とか、例えば運動能力や得点が高いということと、目標を計画的に示すこととの相関関係があるという分析はされているのでしょうか。

というのは、質問の趣旨ですが、そういう相関関係が見られるのであれば、取り入れましょうという話になると思いますが、これはただ単に教師は示しているが、子どもたちはそう見ていないと。そのずれを示すだけのグラフに過ぎないということであれば、どういう意味があるのか、少し疑問に思ったので質問させていただきました。

保健体育課長

お手元の冊子の29ページをご覧ください、ここからの抜粋でして、今、ご質問いただいている、めあてがあるから体力が高いかどうかというクロス的な集計までは、ここで読み取れないところがあります。今、ご指摘いただいている部分は、授業を進めるにあたっては、めあてを持ってやるのが、一つの体育の授業などは、例えば記録を取るものであったり、一つのめあてや目標を持ってということが、当然のことだろうと考えておりますが、その辺は詳細に分析して、学校教員の研修などで活かしていきたいと考えます。

森脇委員

ぜひやっていただきたいと思うのは、全体的な感想ですが、子どもたちは楽しいと思っている。でも、運動能力は全国に比べるとあまり芳しくないというのは、ある意味では授業のハードルが低すぎるのではないかと。だから、楽しいけれども力が付かないというのは、めあてや目標やねらいが、きちっと授業の中で示されず、それが達

成されたか検証されていないということになるのではないかと。一つの仮説ですが、ぜひクロス分析をしていただければと思います。

保健体育課長

我々もよくミーティングなどで言っていますが、楽しさの意味というところで、体育の授業が楽しいということが、単に体を動かして楽しいというだけではなく、いろんな競技をやるうえで達成していく。そして、それには今、ご指摘の目標が達成されていくことで自ずと体力が付いていくという、そのものの楽しさか、遊びでの楽しさかというところで、この部分は繰り返し教員研修などで指摘をしているところです。

今、おっしゃっていただいた課題は、現場においても、きちっと落としながら、授業の楽しさの本当の意味を理解できるようなことをしていきたいと考えています。

柏木委員

8ページ、9ページの1週間の総運動時間、すごい結果が出ていますが、他の部分は全国との平均が点線の折れ線グラフであったりというんですが、これは平均だけ書いてあって、全国の運動しない子どもたちのグラフはなぜ載ってないのかと思って。

例えば、こっちの冊子でも、ハンドボール投げとか、全部、全国との相関関係、そのまま全国に比べてこっちへずれているとか、それで点数が低いというのが分かるようにグラフ化されていますが、この運動してないほうだけは、全国平均のパーセンテージだけで、グラフが載っていないのはどうしてですか。

保健体育課長

どうしてもとずばり答えられないですが、例えば、このグラフに全国のぼこぼこが一緒に色合いが違って載るということですね。そこは示してない部分だけで、60分未満のところを数字で、三重県は、例えば小学校5年生の男子だと7.5%で、全国は6.6%という表記で、今回この資料を提供させていただきました。全国との比較でしっかり三重県の状態を、現在、我々もこの部分を分析しているところですので、その中で傾向を見ながら、三重県の弱点の改善の糸口にしたいと考えます。

柏木委員

これを見ると、小学校の子どもたちは、1週間の総運動時間60分未満の子が多いですが、中学校は全国より少ないですね。中学校は、三重県は5.4%ですが、全国は6.9%なので、三重県は少ないと。

岩崎委員

少ないという言い方ができます。同じことで、この少ない人は、その時間に何をやっているのかというのは、この調査では分からないということですか。ただ、スマホとかテレビゲームと相関関係があるような話になるのではないかという想像はつきませんが、それはデータでは証明できないと思ったほうがいいんでしょうか。

保健体育課長

今、その前のご質問で、本冊の42ページのところで、1週間の総運動時間、体力の相関と、全国とのそれは、その間、何をしているかというところは、今回、質問紙の項目の中にはありません。

委員長

文武両道という事実がある。三重県の子どもは学力は低い、運動能力も低いと。当

然公表資料だと思いますが、ぱっと見たときに、一般の県民、保護者は、勉強も全国より落ちる、運動能力も落ちる。個々の理由はあるんでしょうが、そういう意味では荒っぽい括り方もわかりませんが、こういう言われ方をする可能性が私はあると思います。せめてこちらのほうが上のほうにいていたら、三重県の子は勉強より運動が好きだとか、あるいは、その逆、両方悪いのかという捉え方をする県民が、私は多いような気がします。

それは何を問われるかということ、先生の教え方が悪いのと違うかとか、教育の質、学校の質というのが総論的に問われる可能性があると思いますが。

柏木委員

私、前も言いましたが、漢字の書き取りの宿題はありますね。なので、1日10分の縄跳びというのを子どもたちに言ったら、それだけで70分、1週間に縄跳びをするということで、0分が無くなる。それぐらいのことを学校として、この間、学校訪問で行かせていただいた小学校には縄跳び検定があったり、いろいろ学校を挙げてしているところは、この0分が0%だと思います。縄跳びの練習だけでも。なので、何かそういうキャンペーンというのも変ですが、体力向上という感じで、中学生も含めて、縄跳び1日10分、例えばですが、そういうことでもして、本当に真剣に取り組んでいくことを三重県挙げてしていったら、一つの私たちとしての努力でもあるし、子どもたちの努力でもあるのではないかと思います。また検討してくださいとしか言いようがないので、考えてみてください。

教育長

中学校の運動習慣と体力の9ページ、先ほど柏木委員が言われたので言いますが、総運動時間は全国よりやっている子のほうが多いです、男女共。ということはどういうことかということ、学校体育の中で十分やりきれてないことが、裏返せば言えるのではないかと思います。学校外の運動時間は、他よりも60分未満の率が少ないということでしょう。ということは、よそよりは多く学校外でやっていると考えたほうがいいと思います。ということは、学校の中での運動が組織的にされていないということが一番大きいと思います。

前田委員長も言われましたが、三重県の学校体育だけではなしに、学校の組織が体力についてもしっかりと取り組めていないのではないかと。学校体育の中で、他の県も学校外では大してやっていないと思います。NHKの福井県のニュースを見ると、全校生徒が学校の中で10分の間で何周走れるかとか、縄跳びをどれだけ跳ばせるかとか、冬の中でもやっていることが映像で流れていましたが、何かに取り組むというところで、三重県の小中学校はみんな思いを共有して物事をしているとはとても見えない。みんながてんでバラバラのことをやっているのではないかという感じがするのです。

これから分析のところでは、県内の体力の高いところが、めあてを持って授業をしているかとか、あるいは、組織的な取組、例えば昼休みの時間、10分みんなでかけっこをさせているとか、そういうことをつかんでほしい。これは学校の中の組織的な取組ですよ。中学校のこれを見たら一目瞭然と思います。そんなことを話をさせてもらったと思いますが、今、お二人の話を聞いていると、組織力ができていない、組織



的ワークができてないのが、三重県の大きな、学力・体力の中身も同じことだと思う。

先生方が一致団結していないのではないかと想定される。ということで、学校の先生方に他の県も見に行ってきたらしてもらっても。

保健体育課長

一例ですが、つかんでいる部分で、今いろいろ調査をかけようとしているところです。例えば、小学校で下校時間があって、保護者の方々のご協力を得て、下校時間を10分ほど遅らせて、放課後、その間にどういった時間を取ったかという、縄跳びではないですが、体を動かして遊ぶ時間を設けたというような小学校があり、そんな取組も徐々にしております。そういった好取組を集約して、全県的に取り組めるような仕掛けに取り組んでいきたいと思っています。

委員長

もう一つ、この報告書を見せていただくと、肅々というか、データが載っていると思いますが、これが公表されるときは教育委員会としてのコメントは付きますか。これはデータだと思います。これをどう受け止めるかというのが1点と、これを踏まえて、次、どうするかという教育委員会としてのコメント、これからの対策も合わせて公表されるのか、それは後日するのか、しないのか。

保健体育課長

この結果公表は、国が11月末の土曜日に発表したとともに、県の内容として、今日、お示ししています1ページ、2ページ、3ページの上段までの資料は、報道資料提供をさせていただいております。そのときのコメントとしては、今回、こういう結果であるという結果報告とともに、結果をもとに今後どうするかという具体までは、まだまだ報告は出しておりませんが、今後、今、委員長がおっしゃったようなところは、保健体育課内でも分析しながら、今、ご質問いただいた内容も含めて、それぞれどういう視点で課題があるかということは、一定のコメントにまとめなければいけないと考えております。

教育長

まとめて公表するんですかという、分析も課題も含めて、行動ではなしに、まずはこの報告書について、委員長はどのような形で公表していくのかと。三重県としても、このままですかと言われているので。

保健体育課長

そのことも検討させていただきます。

委員長

私は、それは必要だと思います。このデータの事実は事実として公表する。それをどう我々は読みとって、次へ活かしたい、こう活かすという方針とありますか、それは学力のほうでも一緒だと思います。次はするという受け止め方と対策、方針が絶対的にどういう場合でもいるのではないかと思います。

育成支援・社会教育担当次長

おっしゃるとおり、そのことを考えておりますので、今の新体力テストを40%から70%までやる学校が継続、増えていただいたことを前提に、今後も続けていただかなければいけない。なおかつ、それで達成感を持つ子どもが増えていただきたいと。

伸びたところを褒めていただきたい、そのようなことを学校現場にもお願いしたい  
と思っておりますので、そのあたりも含めて考えさせていただきたいと思いを。

委員長

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柏木委員

私、学力のときにも思っていたのですが、いつも平均との差を見ている、平均が目標かもしれないですが、例えば、体力でも一番良いところの分布図、全体のものでいいので、子どもたちの体力が上がるのが目標ですが、目安としてトップも一度見てみたいので、別紙でいいので参考資料で見せていただくと、差がよく分かっていいんじゃないかと思うので、それは学力のほうにもお願ひしたいです。

委員長

いろいろな意見が出たと思ひますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告7 平成26年度三重県優秀選手・指導者表彰について（公開）

（阿形保健体育課長説明）

報告7 平成26年度三重県優秀選手・指導者表彰について

平成26年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。平成26年12月12日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1 ページをご覧ください。この賞は、県内の中学校・高等学校等の生徒が全国大会において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となりえたことについて、その栄誉を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰するものです。

2 に挙げてありますように、（1）から（8）の大会で、個人ならびに学校対抗については1位から3位、団体は1位から4位の成績を収めた、生徒、指導者及び学校、体育団体が表彰の対象となります。

3 の「被表彰者及び表彰数」です。被表彰者の一覧は、3 ページから9 ページに個別にまとめております。また、それぞれの大会での団体の部、個人の部別の表彰数は（2）でまとめております。

3 ページをご覧ください。3 ページは、国民体育大会で団体の部において、昨年度に続き、優勝を収めた山岳競技少年女子をはじめ、テニス少年男子、ボウリング少年女子が優勝を果たしました。2 位では、ソフトテニス少年女子、ハンドボール少年女子。三重選抜としては5 団体、選手24 名、優秀指導者として5 名を表彰いたします。

めくっていただきますと、国民体育大会個人の部です。レスリング競技フリースタイル55kg級の藤田雄大さん、同じく66kg級の藤波勇飛さん、ウエイトリフティング62kg級の伊丹玲於奈さん、同じく77kg級の柳川友章さんをはじめ、延べ選手10名、指導者6名を表彰します。

5 ページをご覧ください。上段では全国中学校体育大会の個人の部での水泳の100m、200mバタフライで優勝を収めた阪本祐也さんと、その指導者を表彰します。

次に、全国高等学校総合体育大会では、団体の部で優勝を収めた男子団体テニス、四日市工業高等学校、女子団体ソフトテニス、三重高等学校をはじめとする5校、選手26名、指導者5名を表彰します。

6ページをご覧ください。その全国高校総体の個人の部です。6ページから7ページの中段上までかかっていますが、団体優勝に引き続いて、県立四日市工業高校テニス、男子ダブルスの山佐輝さん、島袋将さんペア。同じく団体戦優勝に引き続いての三重高校ソフトテニス女子の西岡真里華さん、橋本新菜さんペア。カヌー競技では、三重県で初めての優勝でしたが、桑名西高等学校の樋口周平さんなど、優勝された選手を含め、選手19名、指導者14名を表彰します。

なお、7ページの下段にあります、全国高等学校女子ウェイトリフティング競技選手権大会の成果では、2位になりました石井未来さん、亀山高校ですが、これはインターハイではないですが、全国選抜大会としての表彰の対象となっております。

8ページからは、今年3月以降行われた全国高等学校選抜・選手権大会での優勝です。団体では、再びですがソフトテニス女子団体の三重高校、テニス男子団体三位の県立四日市工業高校の2校、選手17名、指導者2名を表彰します。

また、個人の部では、先ほど説明しました7ページ下段のウェイトリフティングと8ページの真ん中下から9ページにかけて、いなべ総合学園のレスリングの成國大志さん、藤田雄大さん、藤波勇飛さん。ウェイトリフティング女子の69kg級の県立亀山高校の石井未来さんをはじめとする選手7名、指導者4名を表彰します。

最後のところでは、この夏の全国高等学校野球選手権大会で準優勝されました、三重高校野球部の選手18名、指導者1名を表彰します。

本年度は、昨年度と比較しますと団体、選手、指導者ともに増加しており、2ページにお戻りいただき、その比較の表が見ていただけます。団体優勝では三重選抜5団体、学校8校、個人表彰で、延べ人数で選手123名、指導者39名を表彰します。

国民体育大会、全国高校総体において、いずれも昨年度を上回る活躍をしていただきました。この表彰式は、下段にありますように27年1月7日水曜日15時から、三重県勤労者福祉会館の講堂にて、教育長から表彰状を授与していただく予定です。

#### 【質疑】

委員長

この1月7日の表彰式の催しの、大きいタイトルみたいなものはないんですか。

保健体育課長

「平成26年度三重県優秀選手・指導者表彰」という表彰式です。

委員長

そのままがタイトルになるわけですね。

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第46号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 訴訟事件の判決について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告2 訴訟事件に関する判決の確定について（非公開）

福利・給与課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告3 訴訟事件の判決について（非公開）

福利・給与課長が説明し、全委員が本報告を了承する。